

**平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
医薬品の長期処方自粛及び分割調剤の考慮について**

標記につきまして、厚生労働省より通知がありました。

本件は、医療用医薬品の供給について、保険医療機関への長期処方自粛ならびに保険薬局への分割調剤の考慮を求めるものです。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、製薬会社の生産設備等に被害を受けたため、現時点で一部の医療用医薬品について生産中止となっているものがあるとのことです。

そのため、医薬品の長期処方や調剤により、一時的に被災地域へ必要な医薬品が供給されなくなる懸念があることから、保険医療機関及び保険薬局に対し、当面の間、長期処方自粛や分割調剤の考慮など必要最小限の最適な処方ならびに調剤を行うよう協力が求められています。

事務連絡
平成 23 年 3 月 17 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

**平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
医薬品の長期処方自粛及び分割調剤の考慮について**

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び同月 12 日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の生産設備等に被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下、医薬品の長期処方、又はそれに伴う調剤が行われることにより、一時的に被災地域に必要な医薬品が供給されなくなる懸念があります。

ついては、被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けられるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局においては、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いします。